

すみだ福祉保健センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（事業）</p> <p>第2条 福祉保健センターは、<u>前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。</u></p> <p>(1)～(10)〔略〕</p> <p>（利用の手続）</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 指定管理者は、<u>前項の規定による利用の承認に際し、管理上必要な条件を付すことができる。</u></p> <p>（利用の不承認）</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>施設等の利用の承認をしないものとする。</u></p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>施設等を毀損するおそれがあるとき。</u></p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>（有料施設）</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 <u>前項に規定する利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p>3 指定管理者が特に必要があると認めるときは、<u>第1項に規定する利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>4 〔略〕</p> <p>（利用権の譲渡等の禁止）</p> <p>第9条 <u>第6条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</u></p> <p>（利用承認の取消し等）</p> <p>第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。</u></p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>災害その他の事故により施設等を利用することができなくなったとき。</u></p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>（高齢者在宅サービスセンターの特例等）</p> <p>第14条 高齢者在宅サービスセンター（以</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 福祉保健センターは、<u>前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</u></p> <p>(1)～(10) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 指定管理者は、前項の利用の承認に際し、<u>管理上必要な条件を付すことができる。</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第7条 〔同左〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>施設等をき損するおそれがあるとき。</u></p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 <u>前項の利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p>3 指定管理者が特に必要があると認めるときは、<u>第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>4 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第9条 <u>利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第11条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>災害その他の事故により施設等の利用ができなくなったとき。</u></p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第14条 〔同左〕</p>

下「サービスセンター」という。)を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 介護保険法の規定による特定介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)に係るサービス費の支給に係る者

(4)~(6) 〔略〕

2 前項第1号から第4号までに掲げる者がサービスセンターを利用しようとするときは、規則の定めるところにより、利用に関する契約を指定管理者と締結し、又は指定管理者の承認を受けなければならない。

3 第1項第5号及び第6号に掲げる者がサービスセンターを利用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。この場合においては、第7条の規定を準用する。

4 第1項第1号に掲げる者(以下「通所介護利用者」という。)は、次に掲げる額の合計額を指定管理者に納めなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

5 第1項第2号に掲げる者(以下「認知症対応型通所介護利用者」という。)は、次に掲げる額の合計額を指定管理者に納めなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

6 第1項第3号に掲げる者(以下「総合事業利用者」という。)は、次に掲げる額の合計額を指定管理者に納めなければならない。

(1) サービスの内容、サービスセンターの所在する地域等を勘案して算定される総合事業に要する平均的な費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要す

(1)・(2) 〔略〕

(3) 介護保険法の規定による介護予防通所介護に係る介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給に係る者

(4)~(6) 〔略〕

2 前項第1号から第4号までに規定する者がサービスセンターを利用しようとするときは、規則の定めるところにより、利用に関する契約を、指定管理者と締結しなければならない。

3 第1項第5号及び第6号に規定する者がサービスセンターを利用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。この場合においては、第7条の規定を準用する。

4 第1項第1号に規定する者(以下「通所介護利用者」という。)は、次に掲げる額の合計額を指定管理者に納めなければならない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その額を減額することができる。

(1)・(2) 〔略〕

5 第1項第2号に規定する者(以下「認知症対応型通所介護利用者」という。)は、次に掲げる額の合計額を指定管理者に納めなければならない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その額を減額することができる。

(1)・(2) 〔略〕

6 第1項第3号に規定する者(以下「介護予防通所介護利用者」という。)は、次に掲げる額の合計額を指定管理者に納めなければならない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その額を減額することができる。

(1) サービスの内容、サービスセンターの所在する地域等を勘案して算定される介護予防通所介護に要する平均的な費用(食事の提供に要する費用その他の日常

る費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して区長が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護予防通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防通所介護に要した費用の額)

(2) 〔略〕

7 第1項第4号に掲げる者(以下「介護予防認知症対応型通所介護利用者」という。)は、次に掲げる額の合計額を指定管理者に納めなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

8 指定管理者は、第4項から前項までの規定によるもののほか、日常生活に要する費用等で通所介護利用者、認知症対応型通所介護利用者、総合事業利用者及び介護予防認知症対応型通所介護利用者(以下この項において「通所介護利用者等」という。)に負担させることが適当と認められるものについては、規則で定めるところにより、通所介護利用者等から徴収することができる。

9 第1項第5号及び第6号に掲げる者は、規則で定める費用の額を指定管理者に納めなければならない。

10・11 〔略〕

12 指定管理者は、規則で定めるところにより、第4項から第7項までの規定により通所介護利用者等が指定管理者に支払う費用の額を減額し、又は第9項の規定により利用者が指定管理者に支払う費用の額を減額し、若しくは免除することができる。

(指定管理者の指定の手続)

第16条 〔略〕

2 〔略〕

3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、次の各号のいずれにも該当すると認めたもの

生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護予防通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防通所介護に要した費用の額)

(2) 〔略〕

7 第1項第4号に規定する者(以下「介護予防認知症対応型通所介護利用者」という。)は、次に掲げる額の合計額を指定管理者に納めなければならない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その額を減額することができる。

(1)・(2) 〔略〕

8 指定管理者は、第4項から前項までの規定によるもののほか、日常生活に要する費用等で通所介護利用者、認知症対応型通所介護利用者、介護予防通所介護利用者及び介護予防認知症対応型通所介護利用者(以下この項において「通所介護利用者等」という。)に負担させることが適当と認められるものについては、規則で定めるところにより、通所介護利用者等から徴収することができる。

9 第1項第5号及び第6号に規定する者は、規則で定める費用の額を指定管理者に納めなければならない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その額を減額し、又は免除することができる。

10・11 〔略〕

〔新設〕

〔同左〕

第16条 〔略〕

2 〔略〕

3 〔同左〕

を指定管理者として指定するものとする。

(1) 〔略〕

(2) 事業計画の内容が、福祉保健センターの効用を最大限に発揮することができるものであるとともに、その効率的な運営が図られるものであること。

(3) 〔略〕

(1) 〔略〕

(2) 事業計画の内容が、福祉保健センターの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、その効率的な運営が図られるものであること。

(3) 〔略〕

付 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度におけるこの条例による改正後の第14条第1項第3号、第2項、第6項及び第8項の規定の適用については、第14条第1項第3号中「介護保険法の規定による特定介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に係るサービス費」とあるのは「介護保険法の一部を改正する法律（平成26年法律第83号）による改正前の介護保険法の規定による介護予防通所介護に係る介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費」と、同条第2項中「し、又は指定管理者の承認を受けなければならない」とあるのは「しなければならない」と、同条第6項各号列記以外の部分中「総合事業利用者」とあるのは「介護予防通所介護利用者」と、同項第1号中「区長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同条第8項中「総合事業利用者」とあるのは「介護予防通所介護利用者」と読み替えるものとする。
- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前のすみだ福祉保健センター条例（以下「改正前の条例」という。）第14条第2項の規定により締結した契約及び同条第3項の規定により受けた承認は、平成29年3月31日を期限として、この条例による改正後の条例第14条第2項の規定により締結した契約及び同条第3項の規定により受けた承認とみなす。ただし、改正前の条例第14条第4項から第9項までの規定により納付された利用料等の取扱いについては、なお従前の例による。

介護保険法の一部改正（抄）

改正後	改正前
<p>第8条の2 この法律において「介護予防サービス」とは、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売をいい、「介護予防サービス事業」とは、介護予防サービスを行う事業をいう。</p> <p>2 この法律において「介護予防訪問入浴介護」とは、<u>要支援者であって、居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援者」という。）</u>について、その介護予防（<u>身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。以下同じ。）</u>を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。</p> <p>3 この法律において「介護予防訪問看護」</p>	<p>第8条の2 この法律において「介護予防サービス」とは、<u>介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売をいい、「介護予防サービス事業」とは、介護予防サービスを行う事業をいう。</u></p> <p>2 <u>この法律において「介護予防訪問介護」とは、要支援者であって、居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援者」という。）</u>について、その者の居宅において、その介護予防（<u>身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。以下同じ。）</u>を目的として、<u>介護福祉士その他政令で定める者により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって、厚生労働省令で定めるものをいう。</u></p> <p>3 この法律において「介護予防訪問入浴介護」とは、<u>居宅要支援者</u>について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。</p> <p>4 〔同左〕</p>

とは、居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師その他厚生労働省令で定める者により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。

4 この法律において「介護予防訪問リハビリテーション」とは、居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

5 この法律において「介護予防居宅療養管理指導」とは、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。

6 この法律において「介護予防通所リハビリテーション」とは、居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設におい

5 〔同左〕

6 〔同左〕

7 この法律において「介護予防通所介護」とは、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

8 〔同左〕

て、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

7 この法律において「介護予防短期入所生活介護」とは、居宅要支援者について、老人福祉法第5条の2第4項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の3に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。 9 〔同左〕

8 この法律において「介護予防短期入所療養介護」とは、居宅要支援者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）について、介護老人保健施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことをいう。 10 〔同左〕

9 この法律において「介護予防特定施設入居者生活介護」とは、特定施設（介護専用型特定施設を除く。）に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。 11 〔同左〕

10 この法律において「介護予防福祉用具貸与」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。 12 〔同左〕

11 この法律において「特定介護予防福祉用具販売」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するもので 13 〔同左〕

あって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの（以下「特定介護予防福祉用具」という。）の政令で定めるところにより行われる販売をいう。

1 2 この法律において「地域密着型介護予防サービス」とは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護をいい、「特定地域密着型介護予防サービス」とは、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護をいい、「地域密着型介護予防サービス事業」とは、地域密着型介護予防サービスを行う事業をいう。

1 3 この法律において「介護予防認知症対応型通所介護」とは、居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

1 4 この法律において「介護予防小規模多機能型居宅介護」とは、居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

1 5 この法律において「介護予防認知症対応型共同生活介護」とは、要支援者（厚生労働省令で定める要支援状態区分に該当する状態である者に限る。）であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）につ

1 4 この法律において「地域密着型介護予防サービス」とは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護をいい、「地域密着型介護予防サービス事業」とは、地域密着型介護予防サービスを行う事業をいう。

1 5 〔同左〕

1 6 〔同左〕

1 7 〔同左〕

いて、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。

16 この法律において「介護予防支援」とは、居宅要支援者が第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス、第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス又は特例地域密着型介護予防サービス費に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス、特定介護予防・日常生活支援総合事業（市町村、第115条第45の3第1項に規定する指定事業者又は第115条の47第6項の受託者が行うものに限る。以下この項及び第32条第4項第2号において同じ。）及びその他の介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービス（以下この項において「指定介護予防サービス等」という。）の適切な利用等を行うことができるよう、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この項及び別表において「介護予防サービス計画」という。）を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行うことをいい、「介護予防支援事業」とは、介護予防支援を行う事業をいう。

18 この法律において「介護予防支援」とは、居宅要支援者が第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス、第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス又は特例地域密着型介護予防サービス費に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他の介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービス（以下この項において「指定介護予防サービス等」という。）の適切な利用等を行うことができるよう、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この項及び別表において「介護予防サービス計画」という。）を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行うことをいい、「介護予防支援事業」とは、介護予防支援を行う事業をいう。

【施行期日】平成27年4月1日